

六番 小林 治晴でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

初めに、議案第七十五号 市役所第一庁舎・長野市民会館の建て替えの是非を問う住民投票条例及び議会第十四号 第一庁舎・長野市民会館建設基本計画に基づく建替えに関する住民投票条例(案)の審査について申し上げます。

両議案につきましては、一括審査を行うこととし、また審査に当たっては、内容に関連のある請願第十六号から請願第二十三号までの八件の請願が提出されていたことから、両議案の審査の前に八件の請願の審査を一括で行いました。

その際、請願第十七号及び請願第二十一号について、委員からそれぞれ文書の一部を訂正してほしいとの意見が出されたため、両請願文書の一部訂正について、それぞれ請願者及び紹介議員の了承を得て、お手元の請願訂正願のとおり訂正した上で、審査を行いました。

まず、八件の請願について、採択すべきものとして、「両施設の建て替えについては、議会ですでに決定したことではあるが、市民への情報提供が不十分であり、行政側との認識にずれがあると感じている。特に、市民会館の建設場所については、二転三転した経過が不透明なままで市民は納得していない。

このように請願者からは、今まで両施設の建て替えについて、市民に十分な情報提供がされてこなかった経過を踏まえて、住民投票を是非実施してほしいとのことで請願が提出されており、このことは重く受け止めなければならない。

加えて、本年三月十一日に発生した東日本大震災によって、今後も合併特例債は活用できるのか、国からの交付金が縮減されるのではないかなど財政面での不安がある。それらの不安を最終的に受け止めなければならないのは市民であり、将来の子供たちにまで負担が続くのではないかとの危惧もある。東日本大震災を契機に市民の価値観が変化してきており、社会の在り方、税金の使い方などを改めて考え直しているところであり、早急に建て替えを進めるべきではない。これら請願者の意見を尊重して、条例の制定につなげてほしい。

さらに、市役所第一庁舎や長野市民会館の建設といった多額の経費がかかる重要な施策については、特に市民も関心を持っていることから、住民投票条例の制定が請求されたことについては、議会として重く受け止め、また尊重しなければならない。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「両施設の建て替えについては、平成二十年度から市役所第一庁舎及び長野市民会館の在り方懇話会や市民ワークショップなどで議論されてきた。さらに、市民への情報提供に関しては、資料の全戸配布や、市民説明会及び出前講座の開催等で延べ九十四回にわたって実施され、その都度市民の意見を伺い、理解を得て進められてきた経過がある。それらを踏まえて、本市議会では本年一月の臨時会においては、現市民会館の廃止について、また翌々月の三月定例会では両施設の基本設計及び現市民会館の解体費を含む当初予算をそれぞれ本会議で可決してきた。

住民投票条例の制定については、二、三年前から請求する機会があったのに、なぜもっと早く請求しなかったのか、なぜこの時期での請求なのか。本市議会として、すでに二度も議決していることを否定するとなると大きな問題ではないか。今まで両施設の建て替えを前向きに進めてきたわけであるから、今後もその方針に沿って進めていくべきである。

また現在、本市において住民投票を行う基盤整備ができてきているのか大変不安である。今後、自治基本条例の制定を検討していく中で、他自治体の状況を見ながら慎重に住民投票についても考えていく方が良い。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、議案第七十五号 市役所第一庁舎・長野市民会館の建て替えの是非を問う住民投票条例及び議会第十四号 第一庁舎・長野市民会館建設基本計画に基づく建替えに関する住民投票条例(案) について審査を行いました。

なお、議案第七十五号の審査に当たり、長野市議会委員会条例第二十九条の規定に基づき、条例制定請求代表者の意見を聴取する場を設けることと決定したことから、参考人として条例制定請求代表者の出席を得て、条例制定の請求理由について、意見をお聴きし、それに対する質疑を行ったところであります。

また、議会第十四号の審査に当たりましては、委員から修正案が提出されたため、原案及び修正案について、それぞれ提出者の説明を求めました。

参考人である条例制定請求代表者からは、条例制定の請求理由として、「議会が、市民の意思を酌み取って住民投票を実施することになれば、市民との信頼関係を築くことになる。また、市が住民投票を実施することにより、市民の声を十分聴くことができ、更に市政に反映できる機会にもつながり、市民は安心して二元代表制を見守ることができ、市民は、必要な情報さえ与えていただければ、必ず正しく判断することができる。住民投票の実施により、市民に意思表示をする機会を与えてほしい。」などの意見陳述がありました。

議会第十四号の提出者からは、条例案のポイントとして、「市役所第一庁舎及び長野市民会館の建て替えに関し、それぞれ賛否を問うものとする。住民投票の実施時期は、周知期間を設定し、条例施行日から九十日以内とする。それぞれの投票については、投票者総数が有権者の二分の一に満たない場合は不成立とする。ただし、その場合で

も市長は開票を行い、結果を告示する。」などの説明がありました。

また、議会第十四号に対する修正案の提出者からは、提出の理由として、「原案の住民投票の選択肢は、第一庁舎及び長野市民会館の建て替えに関する住民の意思が十分に反映されるものとは言えない。よって、住民の意思をより明確にするために、それぞれの投票用紙の選択肢を二項目から三項目に変更するものである。また、住民投票が不成立の場合は、参考とすべき判断材料にはならないと考えられるため、開票作業を不要とする。」などの説明がありました。

それぞれの説明の後、一括して質疑、討論を行い、まず議会第十四号に対する修正案に賛成するものとして、「建設基本計画に基づく建て替えに反対する人の中には、建て替えそのものに反対という人も含まれることになるため、議会第十四号の選択肢では十分に民意を酌むことができない。そこで、建て替えに反対という選択肢を付け加えた。また、投票者総数が有権者の二分の一に満たない場合は、無用の混乱を避けるために、開票作業を不要としたものである。」との意見が出されました。

一方、議会第十四号に対する修正案に反対するものとして、「住民投票条例制定請求者の要求は、建設基本計画に基づく市役所第一庁舎及び長野市民会館の建て替えの賛否を問うものである。議会第十四号のように両施設を別々に問うところまでは理解できるが、修正案のように三択にすることで、投票する人にとっては非常に分かりづらくなるのではないか。住民投票は、単純にした方が市民にとって理解しやすく、間違いがない。また、住民投票が不成立の場合に、開票作業を不要とすることについては納得し難い。」との意見が出されました。

さらに、今回の住民投票条例の制定そのものに賛成する意見として、「これら今回の議案が提出されたことにより、議会と市民との信頼関係が築けるかどうかが問われている。また、市が経済の活性化やまちづくりを計画していく上で、市民に計画の賛否を問うことは、決してマイナスなことではない。さらに、二元代表制は完璧な制度ではないため、これだけ多くの住民投票条例の制定を求める市民の声がある以上、これを無駄にすることはできない。」との意見が出されました。

また一方、そもそも今回の住民投票条例の制定に反対する意見として、「合併特例債は、東日本大震災などの震災からの復興に要する経費には充てられないため、市役所第一庁舎及び長野市民会館の建て替えに対して、予定どおり交付されるはずである。また、東日本大震災などの影響により、本市経済も冷え切っているため、両施設の建て替えは景気対策にもつながらず。新しい長野市民会館は文化芸術の拠点とし、文化芸術の振興を図っていくべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、議案第七十五号、議会第十四号に対する修正案、議会第十四号の原案の順で採決を行った結果、ともに賛成少数で否決すべきものと決定しました。続いて、請願第十六号から請願第二十三号までについて、採決を行った結果、同じ

くとも賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の請願第一号 長野電鉄屋代線の実証実験の継続を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「バス代替の問題点として、国道四百三三号のうち屋代・須坂間の改良率は約八十六パーセントであるが、残りの十四パーセントは未改良である。今後の改良計画については、まだ具体化していないことから、国道四百三三号を利用するバス代替は前提にならない。仮にディーゼル車を導入した場合、その導入に要する経費は松代地区住民自治協議会の試算によると、バス代替の場合と同程度で済むとのことである。ディーゼル車を導入して鉄道を残そうという議論は、地元だけでは限界があるので、JRや長野電鉄株式会社、市などの関係者が一つのテーブルに着いて行ってもらいたい。」との意見が出されました。

一方、継続審査とすべきものとして、「現在、屋代線沿線の地区においては作業部会を設置し、地区ごとに代替バスの運行経路などについて協議が行われている。各作業部会では、それぞれ熱心に協議が行われているところではあるが、一方で鉄道をどうにかして残したいと頑張っている人たちもいることから、継続審査とするべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、継続審査について諮ったところ、賛成多数で継続審査とすべきものと決定いたしました。

なお、請願第十六号から請願第二十三号までの審査において、委員から事実誤認による発言があり、委員会の中で本人から発言に至った理由及び謝罪とともに発言取消しの申出があり、これを承諾いたしました。委員会中における発言は大変重く、慎重に行うべきものと考え、委員会散会后に、私から当該委員に対して口頭で注意を行いました。

以上で報告を終わります。